

警報発令時の授業実施について（改正）

標記について、平成28年8月31日までは、対象となる警報を「特別警報・暴風警報」としていましたが、今後は「すべての警報（特別警報・暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報・大雪警報）」を対象とします。

つきましては、以下のとおり、児童生徒の安全確保を最優先にした対応の原則を案内いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

■警報が発令されている時の対応

- (1) 午前7時の時点で警報が発令されている場合は次のとおりとします。
 - ・ 午前中、自宅待機とする（当日の学校給食は無し）。
 - ※ 各家庭においては、テレビやインターネット等で警報が発令されているかどうか随時確認するなど、最新の情報収集に努めてください。
- (2) 午前11時の時点で警報が解除されていない場合は次のとおりとします。
 - ・ 臨時休校とする。
- (3) 午前11時の時点で警報が解除となっている場合は次のとおりとします。
 - ・ 午後から授業や諸活動を行う。
（自宅で昼食を済ませ、午後1時35分までに登校する。）
- (4) 登校後に警報が発令された場合は、学校・教育関係諸機関が連絡を取り合い、次のように対処します。
 - ・ 危険が予想される場合は、下校を見合わせ学校に待機する。
 - ・ 必要に応じて保護者へ出迎えを要請し、保護者への引渡しにより下校する。
 - ・ 児童生徒が安全に帰宅できると認められる場合（警報発令時の気象状況、道路・交通状況の把握によって）は、教師の引率により速やかに下校する。

※ 警報が発令されていなくても、今後、警報・記録的短時間大雨（大雪）情報の発表が予見される場合、気象状況や道路・交通の状況等を判断して、自宅待機・臨時休業・授業打ち切り等の対応をすることがあります。

※ 対応の際は、「すぐメール」等を使い、各家庭（保護者）に連絡します。